

規制改革実施計画

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)及びフォローアップ結果①

II 分野別実施事項

3. 投資等分野

(7)放送を巡る規制改革

※フォローアップ結果は、令和3年6月1日公表

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
13	ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方	<p>a 放送業界全体のネット進出を後押しする観点から、民放ローカル局のネット進出を円滑化するため、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望を把握し、NHKに対し、必要な協力を促す。</p> <p>b 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の経営基盤の在り方について、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。</p> <p>c 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の収益力向上及びコスト削減を促す取組が強化されるよう、既存の放送業務に関わる設備の共用化を更に進めるために必要な方策を検討する。</p>	<p>a: 令和2年度措置</p> <p>b,c: 令和2年度検討開始、早期に結論</p>	総務省	<p>a 総務省は、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望について、各事業者に対するアンケートを実施し、要望を踏まえ、「日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣意見として、インターネット活用業務に係る民間放送事業者等との連携・協力について、「放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図る」よう求めた。</p> <p>b 総務省は、民放ローカル局の経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望について、各事業者に対するアンケートを実施し、とりまとめ中。</p> <p>c 総務省は、既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望について、各事業者に対するアンケートを実施するとともに、また、「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」で提言された「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」において、「ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務の導入」が盛り込まれた。これらを踏まえ、民間放送事業者等の責務遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講ずるための「放送法の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b アンケート内容を踏まえ検討中。</p> <p>c 措置済</p>	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)及びフォローアップ結果②

II 分野別実施事項

3. 投資等分野 (7)放送を巡る規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a 1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。</p>	<p>a: 1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す。2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて要否を明らかにする。</p>	<p>a: 総務省、文部科学省</p>	<p>a NHK及び民放在京キー局5社から提出された要望並びにローカル局に対して実施したアンケート調査の結果をまとめ、令和2年8月31日に、「放送のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者の要望 取りまとめ(総情作第87号、総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出した。同年9月以降は、総務省情報流通行政局長の私的勉強会「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、音楽著作権の権利者団体や借用素材の提供会社に対しヒアリングを行ったほか、文化審議会著作権分科会基本政策小委員会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」に参加し、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行い、1、3について検討し、結論を得た。 放送のインターネット同時配信等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度については、令和2年8月末に総務省によりとりまとめられた放送業界の要望を基に、令和2年度の文化審議会著作権分科会において関係者からのヒアリングを行ったうえで検討を行い、同年10月に制度改正等の方向性を示した「中間まとめ」をとりまとめ、その後、令和3年2月に制度改正の具体的な内容について報告書を取りまとめた。当該報告書の内容を踏まえ、法案について検討を行い、同年3月、同時配信等の権利処理の円滑化を内容とする改正著作権法案を第204回通常国会に提出した。</p>	<p>a 1、3については、措置済。2については、令和3年中に改めて要否を明らかにする。</p>	<p>検討中</p>	<p>フォロー終了</p>	<p>規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。</p>

II 分野別実施事項

3. 投資等分野 (7)放送を巡る規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。</p> <p>d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャスト事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。</p>	<p>b: 令和2年度措置</p> <p>c: 令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置</p> <p>d: 令和2年度検討・結論</p>	<p>b,c: 総務省</p> <p>d: 総務省 文部科学省</p>	<p>b 音楽著作権と著作隣接権について、令和2年10月末から、NHK及び民放在京キー局5社と権利者団体が参加する検討の場である「インターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための意見交換会」を、文化庁と共同で開催している。 総務省においてウェブキャストの権利処理における課題及び要望が取りまとめられ、令和3年3月11日付で文化庁に提出された。これを受け、文化庁から、関係する集中管理団体に対して、集中管理の促進とともに、ウェブキャスト事業に係る集中管理の対象範囲拡充に向けた検討を依頼。</p> <p>c 令和2年7月に、民間地上基幹放送事業者(テレビジョン放送)のうち、在京キー局5社を除く122社に対し、権利処理の現状と課題についてアンケート調査を行った。その結果、音楽著作権を中心に権利処理に係る作業負荷の軽減に資する措置を行うとの結論を得て、当該措置の詳細を検討するため、調査研究を行った。</p> <p>d 上述の「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、令和2年12月以降、ウェブキャスト事業者及び関係する権利者団体に対しヒアリングを行い、ウェブキャストに伴う権利処理における課題・要望を整理した。その上で、令和3年3月11日に、「ウェブキャスト事業者の権利処理における課題及び要望取りまとめ(総情作第32号、総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出した。</p>	<p>b 措置済。なお、「インターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための意見交換会」は、引き続き開催予定。</p> <p>c 令和2年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、必要な支援策を講じる予定。</p> <p>d 措置済</p>	<p>検討中</p>	<p>フォロー終了</p>	<p>規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。</p>

II 分野別実施事項

3. 投資等分野

(7)放送を巡る規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和3年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
16	放送のユニバーサルサービスの在り方	b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。	b: 令和2年度検討開始、早期に結論	b 総務省	b ブロードバンド等を用いて地上デジタル放送の代替伝送を実現した場合における、利用者やサービス提供者が受けるコストベネフィットの比較考量を行うための調査研究費(1億円)について、令和3年度予算で措置済。	b 左記調査研究の進捗を踏まえ検討。	検討中	フォロー終了	規制改革推進に関する答申(令和3年6月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(12) Society5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実にを行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表示の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないように、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。</p> <p>b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC(いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所要の措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年夏までに措置</p> <p>b:令和3年検討・結論、令和4年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省</p> <p>b:内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省</p>

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(12) Society5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	ローカル局の 経営基盤強化	<p>a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。</p> <p>b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年度検討・結論</p> <p>b:令和3年度措置</p>	総務省
21	放送のユニ バーサルサー ビスの在り方	<p>令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。</p>	令和3年度検討開始、 早期に結論	総務省

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

- 措置済……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)
- 未措置……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
- 検討中……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの
- 未検討……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの
 - － ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

- 解決……実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
- 継続フォロー……現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの
- 要改善……制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの
- フォロー終了……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

出典： 規制改革実施計画のフォローアップ結果について(令和3年6月1日 規制改革推進会議)